

JAB RI200:2019 (案) に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	大岡紀一	4.4	2	Ed.	3.9 項	3.10 項	○ 3.9 ⇒3.10 ご指摘の通り修正しました。
2	〃	5.6.1	2	Ed.	---申請機関の場所の--	---申請機関の事業所の--	○ 場所⇒事業所 ご指摘の通り修正しました。 同様なミスを同時に修正しました。
3	〃	5.8.1	6	Ed	b) 現地 (遠隔) は 3.5 から(遠隔)は削除	b) 現地	○ (遠隔) ⇒削除 ご指摘の通り修正しました。
4	〃	5.8.4 6)	1	Ed	5.1.2.1.3 項	5.1.2.1.2 項	○ ご指摘の通り修正しました。
5	〃	5.9.2.1	3	Ed	5.9.2.1.1 現地審査の---の 5.9.2.1.1 は不用で、項立てしないで、文章としては？	現地審査の--要求事項【17011 7.9.3】について審査プログラムによる---2 年を超えない。	○ 5.9.2.1 に、「審査プログラムによる現地審査の間隔は2年を超えないものとする。【17011 7.9.3】」を追記しました。
6	〃	6	1	Ed	--検査機関の権利は「機関」に統一しているのでは？以下 7,8,9 項及び附属書 1 の文章も修正の必要あり。	検査機関⇒機関	○ 検査機関⇒機関 ご指摘の通り修正しました。 6 章～9 章には「検査機関」という用語が多数ありましたが、一部の例外を除き、同様に「機関」に修正しました。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」又は「E (編集上のコメント)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
7	佐々波浩一	5.1.2.1.2 b)	b) 項 全体	T	申請機関が登録する検査方法は、規格又は明確に文書化されたものによる。としているが、実際に認定された機関の検査方法は文書番号が特定されていないものがある。(例：RIB00140の太陽光発電システム部分及びRIB00090)。また、RIB00100では、「検査の範囲、方法、手順は検査オーダー毎に決められる。」とされ検査方法が特定されていない。	5.1.2.1.2 b) 項を以下のとおり変更する。 申請機関が登録する検査方法は、規格又は明確に文書化されたものによらない場合も認められる(例えば検査オーダー毎に定めることも可)。	× 申請機関が登録する検査方法は、認定範囲の表記に拘らず、明確に文書化されていません。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。